

人文社会科学研究科の長期にわたる教育課程等の履修について

本研究科では、学生が職業を有しているなどの事情により、修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的な履修を認めることができる長期履修学生制度を導入しています。

- 1 長期履修学生を希望することができる者は、2年以上の定職経験又は大学卒業後2年以上の社会人としての経験を有する者で、現に職業に従事している者、あるいは、その他やむを得ない事情があると研究科長が特に認めた者です。
- 2 長期履修学生が修業年限の2年を超えて研究指導を受けることを希望する場合、修業年限に1年を加えた年数とします。
- 3 長期履修学生制度を希望する者は、入学手続時に、入学手続関係書類と一緒に長期履修学生履修申請書を提出してください。
なお、入学手続の際に長期履修学生履修申請書を提出した者は、前学期の授業料は、指示があるまで納入しないでください。
- 4 長期履修学生履修申請書を提出した者については、当該専攻において書類審査及び面接による審査を行います。
- 5 長期履修学生として認められた者の履修期間は3年であり、履修期間の変更はできません。
- 6 授業料の年額は、2年間の合計額を新たな修業年限の年数で均等に除した額となります。
なお、長期履修学生として認められた者の前学期の授業料は、令和7年4月に納入することになります。

(令和7年度)

$$\frac{535,800 \text{ 円 (年額授業料)} \times 2 \text{ (修業年限)}}{3 \text{ (長期在学期間)}} = 357,200 \text{ 円 (年額授業料)}$$

* 178,600 円 (半期授業料)

* 在学中に授業料改定が行われた場合には、新授業料を適用します。